

179-参・総務委員会 平成23年11月17日

※子供のための現金給付についての質問に対する副大臣としての答弁

○片山虎之助君 それじゃ、国家公務員法の給与改定の方は早く決めてくださいよ。

それで、厚労副大臣が来られていますけれども、子ども手当、今度何て呼ぶんですか、あれは。児童手当ですか、子ども手当ですか、子供に関する手当ですか、新子ども手当ですか。

○副大臣（辻泰弘君） 来年度以降の子供のための現金給付につきましては、これまでも御説明をさせてきていただいているところがございますけれども、三党合意に沿って八月に成立した特別措置法の附則で、政府は児童手当法に所要の改正を行うことを基本として法制上の措置を講ずることを規定しているところがございます。

御指摘いただきました点につきましても、今後合意に基づいて各党で十分に協議を行い、年末までに具体的な制度について取りまとめていただきたいと考えております。

以上です。

○片山虎之助君 九百六十万以上は、所得の、これは所得制限が入るんですよ。それは三党合意で子どもも納得ですけれども、実際はそれより下も年少扶養控除がなくなることによって減るんですよ、手取りが。五百万から八百万、この階層も。それについてはかわいそうじゃないですか。いいんですか、ほっといて。

○副大臣（辻泰弘君） 合意におきましては、御承知のとおりかと思えますけれども、所得制限世帯における所得税、住民税の扶養控除の廃止による減収に対する必要な税制上、財政上の措置を検討し、二十四年度から所要の措置を講じるものということになっておりますので、それは各党の合意の中で対応がなされるものというふうに考えております。

○片山虎之助君 各党は、それは手取りが減ってもいいと、負担が今より増えてもいいという、そういう合意だったんですか。まあまあ、それをあなたが言うのもあれだけでもね。

○副大臣（辻泰弘君） ただいま申し上げましたとおり、そういった財政上、税制上の措置を講じて減収に対処せよという合意が得られたと理解しております。

○片山虎之助君 それで、問題はまたお金なんです。地方はこれで四千四百億増えるんですよ、負担が。御承知のとおりでしょう。前の児童手当は一对二だったんです。これは地方が二で国があれなんだけど、子ども手当分は丸々国費だったんです、十分の十。それを今度は一对一にするという発想はどういう発想なんですか。

○副大臣（辻泰弘君） 地方の方に御要請を申し上げているということがございますけれども、過般、十一月七日に厚生労働省といたしまして大臣から国と地方の負担割合について、国と地方の割合を一对一とすることについての御提案をさせていただいたということがございますけれども、一对一とする理由につきましては、余り詳しく時間が掛かっては恐縮でございますけれども、控除から手当へという考え方の下に年少扶養控除等を見直していることから、その増収分については子ども手当の財源として活用することがこれまでの国民に対する負担をお願いする趣旨に合致しているということもございまして、従来の児童手当制度は国、地方一对二の割合であったわけがございますけれども、地方団体からの御意見も踏まえて国の負担割合を引き上げるべきだと、こういう見地から一对一ということでの御提案をさせていただいているということがございます。

○片山虎之助君 あのね、地方を納得させないけませんよ。

また、もう時間がないから細かいこと言いませんけれども、何らかの代わる手当て、財源措置を検討するなり、税を含めて、そういうことをやってくださいよ。地方がやっているんだから、現場で、実際の仕事は。地方が納得せないけませんよ。

それからもう一つ、この三次補正予算は、問題は復興増税ですよ。私はこれ予算委員会でも言ったんだけど、二十五年も税金を取り続けるなんという臨時増税ありませんよ。恒久増税ですよ。二十五年の中に、税制の中にめり込んでしまう。まあ財務省はそれを狙っているのかもしれませんが、そういうひきょうなことをしちゃいけませんよ。私は十年で打ち切るべきだと、こういうふうに思っていますよ。今の世代が連帯して分担するというのが復興増税の精神でしょう。二十五年うわあっと取り続けるような臨時の増税がどこにありますか。もう総務大臣、閣内を代表して反対してください。よろしくお願いします。

終わります。